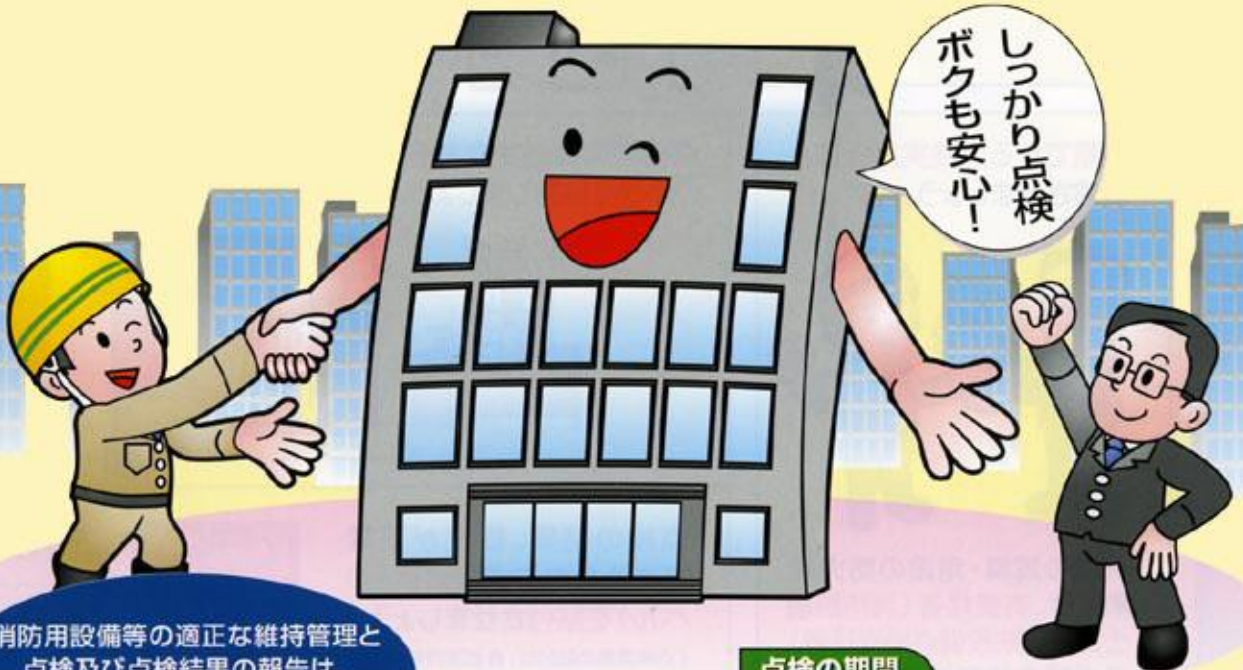


建物の所有者、管理者の皆さまへ

# 消防用設備等の 確実な点検を！

消防用設備等が皆さまの生命と財産を火災から守ります。  
確実に作動するよう定期的に点検することが大切です。



消防用設備等の適正な維持管理と  
点検及び点検結果の報告は、  
防火対象物関係者の義務です。  
(消防法第17条及び第17条の3の3)

## 点検の期間

機器点検 6ヵ月ごとに1回  
総合点検 1年ごとに1回

## ●罰則

### 維持義務違反

- 消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

(消防法第44条第8号、45条第3号)

### 点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

(消防法第44条第7号の3、45条第3号)

消防用設備等の点検は、各都道府県消防設備保守協会の  
**点検済表示登録会員へ**

消防用設備等の点検は、消防庁が定めた**点検基準・点検要領**に従って行わなければなりません。



点検時のチェックポイント



信頼できる**点検実施者**に点検させましょう。



一定の規模・用途の防火対象物は、**有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）**に点検させなければなりません。

点検時には**必ず立ち会って**、適正な点検が実施されているかを確認しましょう。



点検の結果、機能が正常であるものに**点検済票（ラベル）**を貼付させましょう。

（点検済票の貼付は、各都道府県消防設備保守協会が推進しています。）



緊急のお知らせ



**消火器の訪問点検にご注意を！**

各地で不適正な点検や高額請求の被害が多発しています。点検を承諾する前に必ず**契約業者**であることを確認しましょう。

**トラブル防止のポイント！** 契約業者でない場合は…

- ① 身分証明書等の提示を求める。
- ② はっきりと点検を拒否する。
- ③ 契約書にサイン等をしない。

**従業員の皆さまにも周知徹底を！**

詳しくは  
**各都道府県消防設備保守協会**に  
 お問い合わせください。